

# 平成 27 年 1 月より地域包括ケア病棟を開設します

平成 27 年 1 月から 4 階病棟が、**地域包括ケア病棟**に変わります。

## 地域包括ケア病棟とは？

急性期の治療が一段落した後、在宅復帰に向けての準備期間として入院する病床です。現在の医療制度では、急性期病棟で治療を終えた後は、基本的には在宅で療養を継続することとなっております。

しかし、高齢や骨折等の身体的なレベルが低下するような病状の場合は、治療が終了しても自宅の生活環境が整っていないなどの理由から、すぐに退院し自宅での生活を送ることは難しい場合があります。在宅復帰に向けて、地域包括ケア病棟は、ベッドからの離床や自宅へ向けた介護指導等の退院後に向けて取り組んでいく病棟になります。

また、退院後安心した生活が送れるよう、介護保険を利用したサービスの調整等も行なっております。

## 診療・看護体制はどうなっているの？

医師、担当看護師、リハビリ、専任在宅復帰支援担当者（社会福祉士）も協力して在宅に向け支援させていただきます。

## どのくらいの期間入院できるの？

患者さんの状態によって入院期間は異なりますので、患者さんに合った入院期間を主治医より説明いたします。

2～6 週間程度の入院となる方が大半ですが、病状によっては 60 日の入院となる方もおられます。

※個人差がありますので、入院診療計画書の入院予定期間をご確認下さい。

## 入院費はどのようになるの？

入院費は、地域包括ケア病棟入院料として一日あたり 2,558 点（25,580 円）の定額となり、その中に投薬、注射、検査、レントゲン、処置、手術、麻酔等の費用は含まれます。

例：2 週間入院した場合

医療費 【10割：25,580 円】 ×（14 日） + 食事 【1食 260 円 × 3 回 × 14 日】

社保・国保 3 割負担の場合：医療費 【107,436 円】 + 食事 【10,920 円】 = 118,356 円  
1 割負担の場合：医療費 【35,812 円】 + 食事 【10,920 円】 = 46,732 円

※所得に応じて医療費・食事代が異なる場合があります。

※1 割負担の方は 1 ヶ月の医療費は 44,400 円が上限となります。

※3 割負担の方は医療費が 80,100 円を超えると高額医療費の対象となります。

限度額適用認定証等の制度を利用することが出来ます。

ご不明な点は 1 階医事課受付までお問い合わせ下さい。

社会医療法人社団陽正会  
寺岡記念病院長